

審 議 経 過

No. 1

1. 開会

2. 辞令交付

3. 会長のあいさつ（会長）深浦弘信

4. 防災関係一般経過報告

(1)平成30年災害対応

事務局より説明

5. 審議事項

(1)平成30年度事業経過報告について

(2)令和元年度事業計画（案）について

(1)及び(2)を事務局より一括説明⇒質問、意見なし

(3)伊万里市地域防災計画の改正について

事務局より説明⇒質問、意見なし

(4)伊万里市水防計画の改正について

事務局より説明⇒質問、意見なし

6. その他

◎藤委員（伊万里農林事務所）

水防計画の改正の内容があったが、地域防災計画の見直しも重なる部分であるが、昨年7月豪雨災害で、広島県でため池が決壊して女兒が死亡された。農林水産省では農業用のため池の対策に力を入れており、今年の2月にため池に対する新しい法律が国会に提出され、未確認の情報だが、7月1日からため池の新法が施行される予定である。

このような中で、県の水防計画で位置づけている、警戒を要するため池についてはこれまで市町から聞き取りを行っていた約390箇所程度のため池を位置づけていたが、この新法の制定に伴い、防災重点ため池の見直しをしているところである。県内でも防災重点ため池が約390箇所あったものが、約1,400箇所になる状況で、県の水防計画にも位置付けようと考えている。

特に伊万里市には先日話があったと思うが、約350箇所の防災重点ため池の見直しを新たにされているということで、それと水防計画に位置付けている警戒を要するため池の見直しが必要になってくるかと考える。

要は、防災重点ため池と警戒を要するため池の違いは何かというと、下流域に人家とか公共施設があるという位置づけなので、今年度というわけではなくても次年度からでも取り扱っていただきたい。

地域防災計画の中でも昨年度の豪雨災害を踏まえた避難勧告等の発令の見直しを行われているが、これについても河川、土砂災害だけではなくて防災重点ため池の下流域地域に対する避難勧告等の発令基準等も必要になってくるとは思うので、検討をいただければと思う。

◎土木管理課

順次改正をしていきたい。

◎会長（市長）

先日県の農林部長との面談でため池の話があり、県内のため池は4,000ぐらいの中、1/3が伊万里にあるという多い中での話だということで認識しており、内容を確認しながら今後進めていくこととなりますので、ぜひ県には情報提供についてお願いしたい。

7. 閉会